

大阪市週休2日工事実施要領

制 定 平成31年3月25日
最近改正 令和8年1月13日

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休以上」

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の合計日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「通期の週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 「月単位の週休2日」

対象期間の全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 「完全週休2日（土日）」

対象期間の全ての週（月曜日から日曜日までを1週間とし、7日に満たない週は含めないものとする。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、2日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に現場作業を行うことを余儀なくされる場合は、受発注者間で協議した上で、当該作業日の同一週内で現場閉所日を指定するものとする。

(発注方式)

第3条 発注方式は、次のいずれかによる方式とし、別紙「特記仕様書（週休2日工事）」においてその旨を明示するものとする。

(1) 完全週休2日（土日）I型

土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表及び水道施設整備費に係る歩掛表による工事（以下「土木工事等」という。）及び公共建築工事積算基準による工事

(以下「建築工事」という。)において、受注者が、完全週休2日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について「週休2日届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督職員に提出した上で取り組む方式（月単位の週休2日は必須）

(2) 完全週休2日（土日）Ⅱ型

土木工事等及び建築工事において、受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について「週休2日届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督職員に提出した上で取り組む方式（通期の週休2日は必須）

(3) 休日確保評価型

港湾土木請負工事積算基準、船舶及び機械製造修理請負工事積算基準による工事（以下「港湾工事」という。）において、発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式

(対象工事)

第4条 この要領の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない全ての工事とし、別紙「特記仕様書（週休2日工事）」においてその旨を明示するものとする。

- (1) 工期が2か月未満の工事
- (2) 単価契約工事や維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事）
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事等）
- (4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

(対象期間)

第5条 対象工事において発注者が週休2日に取り組む期間（以下「対象期間」という。）は、現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入又は仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までとする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は対象期間に含まないものとする。

(週休2日工事の取組内容)

第6条 対象工事の受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。

- 2 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- 3 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- 4 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督

職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。

なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。

5 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。

なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。

6 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。

<p style="text-align: center;">週休2日工事</p> <p>この工事は、建設業の労働環境を改善するため、 週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p style="text-align: center;">発注者：大阪市〇〇局 受注者：〇〇〇〇</p>

7 週休2日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により監督職員が行う。

（週休2日工事に要する費用の計上）

第7条 週休2日工事に要する費用については、次のとおり計上するものとする。

(1) 完全週休2日（土日）I型

ア 別表の月単位の週休2日の補正係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、労務費分が明らかになっていない市場単価等の取扱いについては、別途定めるものとする。

イ 現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）を達成したものは、アで行った補正を別表の完全週休2日（土日）の補正係数に変更し、月単位の週休2日が未達成のものは当該補正を減額変更する。

(2) 完全週休2日（土日）II型

ア 通期の週休2日を前提とし、補正係数を乗じる補正は行わずに、当初設計金額を算出する。ただし、労務費分が明らかになっていない市場単価等の取扱いについては、別途定めるものとする。

イ 現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）を達成したものは、別表の完全週休2日（土日）の補正係数を乗じる変更を行う。完全週休2日（土日）が未達成のもので、月単位の週休2日を達成したものは、別表の月単位の週休2日の補正係数を乗じる変更を行う。

(3) 休日確保評価型

ア 別表の月単位の週休2日の補正係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、労務費分が明らかになっていない市場単価等の取扱いについては、別途定めるものとする。

イ 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成のものは、当該補正を減額変更する。

(工事成績評定への反映)

第8条 工事成績評定は、次のとおり行う。

- (1) 第6条第7項の確認において、現場閉所の達成を確認できた場合は、工事成績の加点対象として評価する。
- (2) 4週8休の有無にかかわらず工事成績の減点は行わない。

附 則

- 1 この要領は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年3月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の大阪市週休2日工事実施要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。

- 2 この要領による改正後の大阪市週休2日工事実施要領は、一般競争入札又は入札に参

加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の大阪市週休2日工事実施要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名する者について、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の大阪市週休2日工事実施要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の大阪市週休2日工事実施要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、施行日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、従前の例による。

別表（労務費等の補正係数）

1 土木工事等

	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人工費は、補正の対象としない。

※下水道施設機械・電気設備工事については、補正の対象としない。

※水道施設機械・電気設備工事については、補正の対象としない。

2 建築工事

	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.01	—

3 港湾工事

	月単位の週休2日
労務費	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人工費は、補正の対象としない。

※船舶及び機械製造修理請負工事は、補正の対象としない。

特記仕様書

(週休2日工事 (完全週休2日 (土日) I型))

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の確保に取組む工事（以下「週休2日工事」という。）である。

1 発注方式

受注者が、完全週休2日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について「週休2日届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督職員に提出した上で取り組む「完全週休2日（土日）I型」とする（月単位の週休2日は必須）。

2 対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入又は仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

3 用語の定義

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休以上」

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の合計日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「通期の週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 「月単位の週休2日」

対象期間の全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 「完全週休2日（土日）」

対象期間の全ての週（月曜日から日曜日までを1週間とし、7日に満たない週は含めないものとする。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、2日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に現場作業を行うことを余儀なくされる場合は、受発注者間で協議した上で、当該作業日の同一週内で現場閉所日を指定するものとする。

4 週休 2 日工事の取組内容

- (1) 受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休 2 日を確保するよう努めなければならない。
- (2) 実施事業者は、契約した工期の中で週休 2 日工事を実施するものとし、週休 2 日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- (3) 実施事業者は、週休 2 日の確保について施工計画書に記載する。
- (4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式 2）により、当月の現場閉所計画については前月 20 日までに、当月の現場閉所実績については翌月の 5 日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。
- (5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。
- (6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休 2 日工事である旨を明示するものとする。

週休 2 日工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、

週休 2 日の確保に取り組む工事です。

発注者：大阪市〇〇局

受注者：〇〇〇〇

- (7) 週休 2 日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（様式 2）により監督職員が行う。

5 週休 2 日工事に要する費用の計上

当初設計金額は月単位の週休 2 日の達成を前提として、月単位の週休 2 日の補正係数を乗じた補正を行い、算出している。

現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）を達成したものは、当該補正を完全週休 2 日（土日）の補正係数に変更し、月単位の週休 2 日が未達成のものは当該補正を減額変更する。

※費用計上の対象外工事の場合は、本項を削除し使用すること。

6 その他

特記仕様書に記載の外は、「大阪市週休 2 日工事実施要領」による。

特記仕様書

(週休2日工事 (完全週休2日 (土日) II型))

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の確保に取組む工事（以下「週休2日工事」という。）である。

1 発注方式

受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について「週休2日届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督職員に提出した上で取り組む「完全週休2日（土日）II型」とする（通期の週休2日は必須）。

2 対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入又は仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

3 用語の定義

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休以上」

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の合計日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「通期の週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 「月単位の週休2日」

対象期間の全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 「完全週休2日（土日）」

対象期間の全ての週（月曜日から日曜日までを1週間とし、7日に満たない週は含めないものとする。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、2日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に現場作業を行うことを余儀なくされる場合は、受発注者間で協議した上で、当該作業日の同一週内で現場閉所日を指定するものとする。

4 週休 2 日工事の取組内容

- (1) 受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休 2 日を確保するよう努めなければならない。
- (2) 実施事業者は、契約した工期の中で週休 2 日工事を実施するものとし、週休 2 日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- (3) 実施事業者は、週休 2 日の確保について施工計画書に記載する。
- (4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式 2）により、当月の現場閉所計画については前月 20 日までに、当月の現場閉所実績については翌月の 5 日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。
- (5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。
- (6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休 2 日工事である旨を明示するものとする。

週休 2 日工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、
週休 2 日の確保に取り組む工事です。

発注者：大阪市〇〇局

受注者：〇〇〇〇

- (7) 週休 2 日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（様式 2）により監督職員が行う。

5 週休 2 日工事に要する費用の計上

当初設計金額は通期の週休 2 日の達成を前提として、補正係数を乗じる補正是行わずに、算出している。

現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）を達成したものは、完全週休 2 日（土日）の補正係数を乗じる変更を行う。完全週休 2 日（土日）が未達成のもので、月単位の週休 2 日を達成したものは月単位の週休 2 日の補正係数を乗じる変更を行う。

※費用計上の対象外工事の場合は、本項を削除し使用すること。

6 その他

特記仕様書に記載の外は、「大阪市週休 2 日工事実施要領」による。

特記仕様書

(週休2日工事(休日確保評価型))

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の確保に取組む工事（以下「週休2日工事」という。）である。

1 発注方式

発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する「休日確保評価型」とする。

2 対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入又は仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

3 用語の定義

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休以上」

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の合計日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「通期の週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 「月単位の週休2日」

対象期間の全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4 週休2日工事の取組内容

- (1) 受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。
- (2) 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- (3) 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- (4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画に

については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督職員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。

- (5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に行作業を行う場合は、代休を取得することとする。
- (6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示するものとする。

週休2日工事
この工事は、建設業の労働環境を改善するため、
週休2日の確保に取り組む工事です。
発注者：大阪市〇〇局
受注者：〇〇〇〇

- (7) 週休2日実施の履行確認は、実施事業者より提出された「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により監督職員が行う。

5 週休2日工事に要する費用の計上

当初設計金額は月単位の週休2日の達成を前提として、月単位の週休2日の補正係数を乗じた補正を行い、算出している。

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成のものは、当該補正を減額変更する。

※費用計上の対象外工事の場合は、本項を削除し使用すること。

6 その他

特記仕様書に記載の外は、「大阪市週休2日工事実施要領」による。

(様式1)

令和 年 月 日

様

(受注者)

週 休 2 日 届 出 書

週休2日の実施の意向について、以下のとおり届け出します。

1 工 事 名 称	
2 工 事 場 所	
3 工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4 届 出 内 容	<ul style="list-style-type: none">a. 「完全週休2日（土日）」を実施する。b. 「月単位の週休2日」を実施する。c. 「通期の週休2日」を実施する。

※届け出については施工計画書の提出時に併せて提出すること。

令和 年 月 日
様

(受注者)

現 場 閉 所 (計 画 ・ 実 績) 書

工 事 名 称 :

工 事 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月

日	曜日	対象外期間	現場閉所計画	現場閉所実績	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
小計				当月対象期間 日	割合 %
累計				対象期間 日	割合 %

(注)備考には現場着手日、工事完成日、対象外期間の内容、計画日に休みを取れなかった理由と振替日等を記入。

(注)対象外期間とは、年末年始6日、夏季休暇3日、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間をいう。